

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令番号	平成9年法律第123号			
手続名	介護老人保健施設の開設許可			根拠条項	第94条第1項			
審査基準	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第3項、第4項及び第5項							
	(2) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第136条第1項							
	(3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号）							
	(4) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）							
	(5) 厚生大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成11年3月31日厚生省告示第96号）							
受付 機関	長寿社会課	処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	標準処理期間（閉庁日を 30日 含めない）		目次 No.
						標準経由期間 日		